

第22期第1回渡島海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年4月20日(火) 14:00
- 2 開催場所 渡島総合振興局 401会議室
函館市美原4丁目6番16号
- 3 出席委員 阿部 国雄、上見 孝男、掛川 正春、鎌田 光夫
桜井 泰憲、佐々木 治一、佐藤 正美、柴田 一
高野 勇一、瀧川 久市、西山 武雄、森 祐、山下 勉
若山 唯敏、(欠席)三上 浩
- 4 事務局 渡島総合振興局長 鳴海 拓史
渡島総合振興局産業振興部水産課 課 長 高谷 則幸
漁業管理係長 北 弘由樹
技 師 小澤 友稀
技 師 吉田 知樹
渡島海区漁業調整委員会 事務局長 神崎 哲郎
- 5 議 題
議案第1号：会長の互選について
議案第2号：副会長の互選について
議案第3号：関係連合海区漁業調整委員会等委員の選出について
- 6 報告事項 第21期第2回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について
- 7 その他

8 議 事

高谷課長

只今から、第22期渡島海区漁業調整委員会を開催いたします。
開会にあたり鳴海渡島総合振興局長より一言ご挨拶を申し上げます。

鳴海渡島総
合振興局長

渡島総合振興局長の鳴海でございます。

第22期第1回の渡島海区漁業調整委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日の委員会は、委員改選後初めての委員会となりますので、法令の定めによりまして、北海道知事から開催の案内をさせていただきましたところ、時節柄、皆様、お忙しい中だと思うんですけども、ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

また、昨年12月1日に施行となりました漁業法の改正に伴い、15名全員が知事選任の委員ということになりまして、委員の皆様には、公務ご多忙中にもかかわらず、委員の就任にご快諾いただいたことに対しまして、暑く御礼申し上げるところでございます。

皆様もご承知のとおり、近年、水産資源の減少でありますとか、海洋環境の変化ということもありまして、漁業を取り巻く環境は非常に厳しい状況あるというふうになってございます。

こうした状況の中、今ある限られた資源を如何に適切に管理するのか、如何に合理的に使用するのかということが非常に重要となっております、漁業調整機関としての海区委員会の役割というのは非常に重要なものになってきていると考えております。

第22期の委員会におかれましては、改正漁業法の下で初めてとなる共同漁業権等の一斉切替が予定されていると聞いておりまして、委員の皆様方には、たいへんご苦勞をおかけいたしますけれども、渡島管内の水産業の発展のため、今後4年間、豊富な経験と知見いかしていただいて、管内における

漁業調整、漁業振興にご尽力をたまわりますよう、お願い申し上げます。

話はかわりますけれども、道内における新型コロナウイルスの感染状況というのは、皆様方に格別のご理解、ご協力をいただいているところではあるんですけども、札幌を中心にですね増加傾向となるなど、これから、ゴールデンウィークを迎える中で予断を許さない状況となっております。

皆様方におかれましては、引き続き、感染の防止の取り組みを徹底していただくようお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、皆様のご健康とますますのご活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますけれども、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

高谷課長

ありがとうございました。

本来であれば、ここで、第22期の委員の皆様方をご紹介するところですがございますけれども、先ほど辞令交付されたところでもありますので、ご紹介につきましては割愛させていただきます。

続きまして、振興局職員及び海区事務局職員の紹介をいたします。

高谷課長

渡島総合振興局水産課の北漁業管理係長です。

北係長

北でございます。どうぞ、よろしく願いします。

高谷課長

水産課、小澤技師です。

小澤技師

小澤と申します、よろしく願いします。

高谷課長

同じく水産課、吉田技師です。

吉田技師	吉田と申します、よろしく申し上げます。
高谷課長	渡島海区漁業調整委員会 神崎事務局長でございます。
神崎局長	神崎です。第2回から事務局の方を担当させていただきますので、よろしく申し上げます。
高谷課長	私が水産課長 高谷でございます。よろしくお願ひいたします。 それでは、早速議事に入らせていただきますが、会長選任までの間、仮議長を鳴海振興局長にお願ひいたします。
鳴海渡島総合振興局長	本日は、漁業法施行令第14条に基づきまして、知事名により委員会を招集させていただきましたが、会長決定までの間、私が仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 はじめに、本日の出欠についてご報告いたします。 委員定数15名中、15名の委員が出席されておりますので、漁業法第145条に基づき、本日の委員会は成立いたします。 次に、議事録署名委員でございますけれども、私から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。
各委員	「異議なし」
鳴海渡島総合振興局長	それでは、上見委員さんと森委員さんにお願ひいたします。 次に、議席についてお諮りいたします。 本件について、事務局より説明願ひます。

高谷課長 現在の議席は抽選で仮に定めたものでございます、任期中の本議席を新たに定めるかどうかお諮りしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

各委員 「このままで良い。」

鳴海渡島総合振興局長 それでは、このままの議席で議案の審議に入らせていただきたいと思います。

それでは、いずれも委員の互選による選任となっております、関連がございますので、議案第1号「会長の互選について」それから、議案第2号議案「副会長の互選について」、それから、議案第3号「関係連合海区漁業調整委員等委員の選出について」を一括上程いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

神崎局長 それでは私の方から説明させていただきます。失礼ですが、座ったまま、説明させていただきます。

会長の選任についてを説明させていただきます。資料の1をご覧ください。資料1の上段の方、漁業法137条を記載しております。この中で第2項、海区漁業調整委員会に会長をおく、会長は委員が互選すると規定されておりました、これに基づき、みなさまに互選していただくということになります。続きまして、議案第2号の副会長の選任についてを説明させていただきます。資料1の下段の漁業法施行令第14条第3項において、海区漁業調整委員会の会議に関し、必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、海区漁業調整委員会の会議で定める。となっております。これに基づきまして、資料2をご覧ください。これに基づきまして「渡島海区漁業調整委員会規程」と

いうものを定めております。この中で、第2条副会長、ここで、委員会に副会長2名を置き、委員が互選する。と決めてございます。また、その職務につきましては、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代理する。と決められてございます。第1号と同様に委員の互選と定めております。第3号議案について説明させていただきます。資料3をご覧ください。関係連合海区漁業調整委員会等につきましては、5つの連合海区と1つに協議会がございます。まず、北海道連合海区漁業調整委員会ですが、本道における漁業調整を図るために、北海道知事が設置した連合海区委員会で、委員の選出数は、各海区から1名となっております。次に道南連合海区漁業調整委員会ですが、檜山・渡島・胆振及び日高沖合海域におけるいかつり漁業の調整と漁業秩序を図るために関係4海区が協議して設立された連合海区委員会で、委員の選出数は各海区から3名となっております。次に渡島・胆振連合海区漁業調整委員会ですが、主に噴火湾の漁業調整を図るために両海区で協議して設立された連合海区委員会で、委員の選出数は各海区6名となっております。次に日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会ですが、宗谷から渡島までの地先海面におけるまぐろ漁業の漁業調整を図るために関係5海区が協議して設立された連合海区委員会で、委員の選出数は各海区3名となっております。次に日本海連合海区漁業調整委員会ですが、宗谷岬から松前郡と上磯郡の境界までの地先海域におけるすけとうだら漁業の調整と漁業秩序を図るために関係5海区が協議して設立された連合海区委員会で、委員の選出数は各海区3名となっております。次にえりも以西海域秋サケ資源利用調整協議会ですが、えりも以西海域系統群にかかるさけ・ます資源の円滑な利用と造成を図るために設置された協議会で、渡島海区からの委員選出数は3名となっております。なお、2ページ以降に関係連合海区及び協議会の規程等を添付しております

ので、後程、お目通し願います。説明は以上です。

鳴海渡島総合振興局長 事務局からの説明が終わりました。それでは、選考方法については、いかがいたしましょうか。

上見委員 第1号議案と第3号議案については、選考委員会を設置して選ぶこととしてはいかがでしょうか。第2号議案の副会長については、会長の補佐役でありますので、会長の選任に任せることとしてはいかがでしょうか。また、選考委員の数、指名は仮議長に一任します。

鳴海渡島総合振興局長 ただいま、上見委員から提案ありましたけれども、その方法でよろしいでしょうか

各委員 「異議なし」

鳴海渡島総合振興局長 それでは、そのように取り運びさせていただきます。選考委員長1名、選考委員3名を指名したいと思います。選考委員長に森委員、選考委員に西山委員、若山委員、山下委員にお願いしたいと思います。選考委員の方は、別室にて選考していただきます。それでは、暫時休憩としたいと思います。

(休憩)

鳴海渡島総合振興局長 それでは、委員会を再開します。
選考結果を森選考委員長から発表願います。

森委員 別室で慎重に協議選考した結果を報告いたします、会長に阿部委員を推薦いたします。北海道連合海区に、同じく阿部委員、道南連合海区に、阿部委員、

若山委員、私 森の3名、渡島・胆振連合海区に、高野委員、掛川委員、佐々木委員、山下委員、三上委員、若山委員の6名、日本海まぐろ連合海区に、佐藤委員、阿部委員、上見委員の3名を推薦いたします、日本海連合海区に、佐藤委員、阿部委員、柴田委員の3名、えりも以西海域秋サケ資源利用調整協議会には、阿部委員、高野委員、上見委員の3名にお願いしたいと考えております。よろしくご審議お願いいたします。

鳴海渡島総合振興局長 ただいま、選考委員長より選考結果の報告がありました、これについて、ご都合の悪い委員さんやご意見などありましたら、お伺いします。

各委員 「ありません」

鳴海渡島総合振興局長 それでは、会長が選任されましたので、私の役目は終わらせていただきます。引き続き、阿部会長に議事を進行していただきます。ご協力ありがとうございました。

高谷課長 会長が選任されましたので、ここで席を移動いたします。
なお、振興局長はこの後、用務の都合がございますので、これで退席させていただきます。

神崎局長 それでは、ただいま選任されました阿部会長のご挨拶をお願いいたします。

阿部会長 選考委員のみなさま、どうもご苦労さまでございました。

会長就任にあたり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。本日、渡島総合振興局の皆様には、第一回の委員会を招集して頂き、また、鳴海（なるみ）総合振興局長さんには、議長として、これまで議事を進めて頂き、誠にありがとうございました。只今、委員の皆様方のご推薦により、不肖私^{ふしょう}が第二十^{ただい}

二期の会長にご選任をいただきましたことに対しまして感謝を申し上げるところでございます。また、使命の重さを考えますと、責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。さて、本道の漁業を取り巻く状況を鑑みますと、海洋環境の変動、地球温暖化による高水温化や水産資源の悪化、漁業就業者の減少など、様々な課題を抱え、誠に厳しい状況下にあります。またその上に、福島原発のトリチウムを含んだ水を海中放流するというような話もでございます。こういった風評被害に対しても大変厳しい状況が続いていくものと考えます。こうした中、漁業情勢の下で、各委員の皆様並びに渡島総合振興局をはじめ関係機関のご支援、ご協力を賜りながら、当委員会の漁業調整機能をよりの確に発揮し、資源管理や漁場利用の調整などの様々な課題に取り組んで参る所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。就任のお礼と挨拶とさせていただきます。

それでは、委員会を続行いたします。さきほど、第2号議案の副会長の選任については、会長にまかせるとのことでしたので、指名させていただきます。上見委員と高野委員をお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員 「異議なし」

阿部会長 それでは、副会長には、(上見)委員と(高野)委員に決定します。よろしく申し上げます。次に報告事項を事務局から説明願います。

神崎局長 それでは、私の方から報告させていただきます。失礼ですが座ったまま説明させていただきます。

報告資料1をご覧ください。令和3年2月24日14時からホテルポールスター札幌において第21期第22回北海道連合海区漁業調整委員会が開催されました、その概要と結果について報告します。議案につきましては、議

案第1号で令和3年度さけ・ます人工ふ化放流計画についてであり、資料1に基づき漁業管理課より、北海道さけます増殖事業協会および各地区さけます増殖事業協会と北海道水産林務部漁業管理課が協議し、2枚目以降に添付されております「令和3年度さけます人工ふ化放流計画（道案）の説明。関連事項として、資料3-1、3-2により、報告事項1の「令和2年度秋さけ沿岸漁獲、河川捕獲・採卵状況について」の説明がありました。

まず、昨年の状況を説明しますと、資料3-1にありますとおり、全道の令和2年度のさけますの漁獲実績は、最下段の総計 漁獲尾数で前年対比102%、漁獲金額で121.9%と近年で最低を記録した令和元年度をわずかに上回る程度の低調な結果となっており、資料3-2の最下段に記載されているふ化放流事業における採卵状況としましては、計画対比92%、前年対比93%の結果となっております。

資料1の令和3年度さけますふ化放流計画（道案）においては、○ページに計画の前年対比が記載されており、サケは、渡島管内が含まれる「日本海」「えりも以西」は、放流数の計画としては、前年からの増減はない計画となっており、カラフトマス、ベニザケは変更なく、サクラマスについては、日本海の檜山・後志地区の生産放流体制の見直しにより、28万2千尾の放流贈とされております。以上の説明がなされ、委員会においては、道の諮問に対して、意見のない旨採択されました。

協議事項「北海道資源管理指針の変更について」簡単に説明させていただきます。資料2-1に変更の概要がとりまとめられておりますので、そちらをご覧ください。1番2番は渡島管内に関係のない部分となっております。1 後志管内の火光敷網の自主的管理措置の追加、2 釧路管内のまいわしたもすくい網漁業の自主的管理措置の追加、次の3番は、渡島管内にも関連する項目となっており、「北海道資源管理指針の廃止」に係る記載の追加となっております。これは、今すぐ廃止するというものではなく、漁業法の改正に伴い、令和5年度末で廃止されることについて、追加記載されております。

す。最後の4番には、記載の整理とされており、内容に変更はないとのこと
です。続きまして、報告事項(1)については、先ほど説明いたしましたの
で、(2)北海道資源管理方針の一部改正について、ですが、これについて
は、3月に開催されました当海区委員会において審議され、回答済みの案件
ですので、委員会での説明は省略させていただきます。最後に、報告事項3
太平洋クロマグロの遊漁に関する広域漁業調整委員会指示について、資料5
をご覧ください。

従前より問題となっており、3月の委員会で口頭で概要を報告させていた
だいた事項であり、3月16日に太平洋、3月18日日本海・九州西広域漁
業調整委員会において、資料5ありますとおり、遊漁者の30kg未満のク
ロマグロの採捕禁止および30kg以上については、採捕実績を報告するこ
とに決定いたしました。周知期間を設け、6月1日から有効期間とするとの
ことです。なお、資料は、太平洋広域のみを添付しておりますが、日本海・
九州西、瀬戸内海の各広域漁業調整委員会においても同様の委員会指示の発
動を決定しております。以上で、報告を終了します。

阿部会長 何かご質問等はありませんか。

各委員 「ありません」

阿部会長 予定しておりました案件の審議を終了いたしました。ほかに何かござい
ませんか。

各委員 「ありません」

阿部会長 無いようですので、それでは委員会を閉じさせていただきます。本日は、
ありがとうございました。

|